



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件）	〃
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁 政 課
・ 沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納事務の委託	水 産 経 営 課
◎ 公 告	
・ 県営土地改良事業変更計画の決定	農 村 整 備 課
・ 測量の終了	建 設 企 画 課
◎ 雑 報	
・ 一般競争入札の実施（3件）	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第384号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和3年5月11日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
なごみ薬局	長崎市小江原2丁目1番18号	令和3年4月1日
福石薬局	佐世保市福石町17番32号	令和3年4月1日
三川内薬局	佐世保市三川内本町292番地6	令和3年4月1日
潜竜薬局	佐世保市江迎町田ノ元469番地	令和3年4月1日
いしばし薬局	南松浦郡新上五島町有川郷616	令和3年4月1日
こぐま薬局	諫早市西里町24番8	令和3年5月1日
亀山薬局 みなとテラス店	島原市新湊2丁目丁2537-12	令和3年5月1日

長崎県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和3年5月11日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
いづはらメンタルクリニック	対馬市厳原町今屋敷724	令和3年5月1日

長崎県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和3年5月11日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
らいふ薬局 松浦店	佐世保市松浦町2-21 九十九島ビル1階	令和3年5月1日
宝栄調剤薬局	長崎市竹の久保町15-18	令和3年5月1日
さくら調剤薬局	長崎市弁天町11-21	令和3年5月1日
菊水堂薬局 広田店	佐世保市広田3-5-22	令和3年5月1日
そうごう薬局 対馬中央店	対馬市美津島町鶏知乙1170	令和3年5月1日
さくら薬局 対馬店	対馬市美津島町鶏知字千馬ヶ原乙330-11	令和3年5月1日

長崎県告示第387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和3年5月11日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
一般社団法人佐世保市医師会 訪問看護ステーション	佐世保市祇園町257番地	令和3年5月1日
訪問看護ステーション想 合同会社	長崎市赤迫2丁目9-25MT清原3F	令和3年5月1日
訪問看護ステーション友悠	雲仙市国見町土黒戊42番地2	令和3年5月1日

長崎県告示第388号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年5月11日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 漁業振興課関係						別表（第2条関係） 漁業振興課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助対象者	
1	略					1	略				
2	地域栽培漁業推進基金支援事業費補助金	沿岸性魚種の放流種苗の安定的な確保を図る。	補助対象者が実施する沿岸性種の放流事業	2分の1以内	（公財）壱岐栽培漁業振興公社	2	地域栽培漁業推進基金支援事業費補助金	次に掲げる事業に要する経費 (1) 補助対象者が実施する沿岸性種の放流事業 (2) 沿岸性種の放流に要する経費に対し、補助対象者が行う助成事業	2分の1以内	（公財）五島栽培漁業振興公社 （公財）壱岐栽培漁業振興公社	
3～6	略					3～6	略				
7	新たな資源管理推進事業費補助金	漁業法（昭和24年法律第267号）の改正による「資源管理計画」から資源管理目標を設定する「資源管理協定」への移行を推進し、水産資源の適切な管理及び利用を図る。	資源管理目標達成のため、資源管理対象魚種の資源増大を目的として放流する種苗の購入、標識装着及び種苗の運搬に要する経費	略		7	ヒラメ共同放流強化支援事業費補助金	ヒラメについて、効果的かつ効率的な栽培漁業を展開することにより、資源の回復を図る。	高い放流効果が得られる内湾性の海域（有明海、橘湾、大村湾）へ放流するヒラメ種苗の購入、標識装着及び種苗の運搬に要する経費	略	
水産経営課関係						水産経営課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助対象者	
1及び2	略					1及び2	略				
3	ひとが創る持続可能な漁村づくりの推進	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略	略	略		3	次代を担う漁業後継	漁業就業者の確保及び各地	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略	略	略

	な漁村 推進事 業費補 助金	進、漁業 就業者の 確保・育 成及び新 規就業者 の定着促 進を図 る。	(2) 受け皿づく り推進事業 新規漁業就 業者の受入体 制の整備及び 漁業伝習所 (支所)の設 置・運営等に 要する経費	2分の 1以内	市町 長崎県 漁業協 同組合 連合会 長崎県 旋網漁 業協同 組合 一般社 団法人 長崎県 以西底 曳網漁 業協会		者育成 事業費 補助金	域の実情 に沿った 漁業への 新規就業 者の定着 促進を図 る。	(2) 受け皿づく り推進事業 新規漁業就 業者の受入体 制の整備及び 漁業伝習所 (支所)の設 置・運営等に 要する経費	2分の 1以内	市町 長崎県 漁業協 同組合 連合会 長崎県 旋網漁 業協同 組合 一般社 団法人 長崎県 以西底 曳網漁 業協会 漁業体 験実践 団体等 略	
4及び5 略						4及び5 略						
6	持続可 能な新 水産業 創造事 業費補 助金	持続可能 な水産業 の実現の ために漁 協等が行 う計画的 な施設整 備を支援 するとと もに、収 益性の高 いスマー トな漁業 経営体の 育成を支 援する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 経営計画支 援対策事業 経営計画に 基づき、所得 向上を目指す 漁業者、法人 及びグループ が行う取組に 要する経費 (2) 地域施策展 開支援対策事 業 浜の活力再 生プラン及び 地域別施策展 開計画に基づ く持続可能な 水産業の実現 を目指す地域 一体となった 取組に要する 経費 (3) 漁場生産力 維持回復緊急 対策事業 赤潮、災害 等による漁場 生産力の低下	(1) 3 分の 1以 内、 2分 の1 以内 又は 6分 の1 以内	(1) 漁 業者 、漁 業法 人及 び3 者以 上の 漁業 者グ ルー プ		6	新水産 業経営 力強化 事業費 補助金	水産業所 得向上支 援事業を 活用した 経営計画 に基づき 所得向上 を目指す 漁業者自 身が行う 取組の支 援ととも に、地 域一体と なって取 り組む所 得向上に 必要な漁 協等の取 組及び施 設整備へ の支援を する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 経営計画支 援対策事業 経営計画に 基づき、所得 向上を目指す 漁業者、法人 及びグループ が行う取組に 要する経費 (2) 地域施策展 開支援対策事 業 所得の向上 を目指して地 域が一体とな り行う取組に 要する経費 (3) 漁場生産力 維持回復対策 事業 赤潮、災害 等による漁場 生産力の低下	(1) 3 分の 1以 内、 2分 の1 以内 又は 6分 の1 以内	(1) 漁 業者 、漁 業法 人及 び2 者以 上の 漁業 者グ ルー プ

			防止及び維持 回復を図る <u>緊急性が高い</u> 取組に要する経費					防止及び維持 回復を図る取組に要する経費			
7 及び 8 略						7 及び 8 略					
9	長崎県 中小漁業緊急保証対策事業補助金	中小漁業者等の資金繰りを支援するため、緊急の保証対策を行うことにより資金融通の円滑化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 中小漁業緊急保証対策保証支援事業(利子) 中小漁業者等の資金繰りを円滑にするために融資機関が負担することとなる経費 (3) 略	10分の10以内	(1)及び(3) 略 (2) 漁業協同組合、 <u>九州信用漁業協同組合連合会</u> その他の融資機関	9	長崎県 中小漁業緊急保証対策事業補助金	中小漁業者等の資金繰りを支援するため、緊急の保証対策を行うことにより資金融通の円滑化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 中小漁業緊急保証対策保証支援事業(利子) 中小漁業者等の資金繰りを円滑にするために融資機関が負担することとなる経費 (3) 略	10分の10以内	(1)及び(3) 略 (2) 漁業協同組合、 <u>長崎県信用漁業協同組合連合会</u> その他の融資機関
10	長崎県漁業近代化資金利子補給金	漁業者等の資本装備の高度化及び漁業経営の近代化に資する。	補助対象者が漁業近代化資金を融資した場合の当該利子に要する経費。ただし、利子補給に関する基準は知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	漁業協同組合、 <u>九州信用漁業協同組合連合会</u> その他の融資機関	10	長崎県漁業近代化資金利子補給金	漁業者等の資本装備の高度化及び漁業経営の近代化に資する。	補助対象者が漁業近代化資金を融資した場合の当該利子に要する経費。ただし、利子補給に関する基準は知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	漁業協同組合、 <u>長崎県信用漁業協同組合連合会</u> その他の融資機関
11	長崎県漁業経営維持安定資金利子補給金	経営が困難となっている中小漁業者の漁業経営の再建を図る。	補助対象者が漁業経営維持安定資金を融資した場合の当該利子に要する経費。ただし、利子補給に関する基準は知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	漁業協同組合、 <u>九州信用漁業協同組合連合会</u> その他の融資機関	11	長崎県漁業経営維持安定資金利子補給金	経営が困難となっている中小漁業者の漁業経営の再建を図る。	補助対象者が漁業経営維持安定資金を融資した場合の当該利子に要する経費。ただし、利子補給に関する基準は知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	漁業協同組合、 <u>長崎県信用漁業協同組合連合会</u> その他の融資機関
12	長崎県漁業経営再建資金利子補給金	漁業経営が極めて困難となっている漁業者の自助努力を前提として、関係機関の支援と	補助事業者が漁業経営再建資金を融資した場合の当該利子に要する経費。ただし、利子補給に関する基準は知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	漁業協同組合、 <u>九州信用漁業協同組合連合会</u> その他の融資機関	12	長崎県漁業経営再建資金利子補給金	漁業経営が極めて困難となっている漁業者の自助努力を前提として、関係機関の支援と	補助事業者が漁業経営再建資金を融資した場合の当該利子に要する経費。ただし、利子補給に関する基準は知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	漁業協同組合、 <u>長崎県信用漁業協同組合連合会</u> その他の融資機関

		協力の下 に同漁業 者の経営 の再建を 図る。						協力の下 に同漁業 者の経営 の再建を 図る。					
13及び14 略						13及び14 略							
水産加工流通課関係						水産加工流通課関係							
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		
1	<u>長崎海の恵み消費拡大事業費補助金</u>	長崎県産水産物の消費拡大を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略 (3) <u>長崎俵物インターネット販売促進事業</u> <u>長崎俵物の販売促進（インターネットを利用した販売におけるキャンペーン等の実施）に要する経費</u> (4) <u>長崎俵物取扱ショップ（長崎空港）販売促進事業</u> <u>ア 推奨販売等に要する経費</u> <u>イ 販売促進等に要する経費</u> (5) <u>長崎俵物認定委員会開催等支援事業</u> <u>長崎俵物認定委員会の開催、長崎俵物認定業者育成のための普及啓発等に要する経費</u>	(1)及び(2) 略 (3)、(4) <u>ア及び</u> (5) <u>2分の1以内</u> (4)イ <u>予算の範囲内で知事が別に定める額</u>	(1)及び(2) 略 (3)、(4) <u>ア及び</u> (5) <u>一般社団法人長崎県水産加工振興協会</u> (4)イ <u>知事が適当と認める団体又は法人</u>	1	<u>ながさきのおいしい魚消費拡大事業費補助金</u>	長崎県産水産物の消費拡大を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略		
2	<u>県産水産物国内販売強化事業費補助金</u>	水産加工品の商品力向上及び新たな需要を拡大すること で県産水産物の販路拡大を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) <u>大消費地商談会等出展支援事業</u> <u>大消費地で開催される商談会及び県産水産物フェア</u>	2分の1以内	(1)、(2)及び(3) <u>水産業協同組合（昭和23</u>	2	<u>売れる水産商品開発・販路拡大事業費補助金</u>	県産水産物の販路拡大につ ながる消費者ニーズを的確に捉えた 売れる商品づくり 及び大量	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) <u>大消費地商談会等出展支援事業</u> <u>ア 大消費地で開催される商談会及び県産水産</u>	2分の1以内	(1)及び(2) <u>ア</u> <u>水産業協同組合に定める</u>		

			への出展、参加等に要する経費		年法律第242号)に定める漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、業種別漁業協同組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく法人及び漁業協同組合、漁業者、水産加工業者等が組織する団体(構成員3			漁獲物の加工利用等を推進する。		物フェアへの出展、参加等に要する経費 イ 長崎空港ブランドショップの運営に要する経費		漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、業種別漁業協同組合、中小企業等協同組合法に基づく法人及び漁業協同組合、漁業者、水産加工業者等が組織する団体(構成員3者以上で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営につ
			(3) 略							(3) 略		

[illegible]

社団法人
長崎県水産加工振興協会
(3) 水産業協同組合に定める漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、業種別漁業協同組合、中小企業等協同組合法に基づく法人、協業化グループ及び水産加工業者（長崎俵物認定業者あり

[illegible]

					等協 同組 合法 に基 づく 法人						
3～17 略						3～17 略					

長崎県告示第389号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月11日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和3年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目4番19号
九州信用漁業協同組合連合会 代表理事理事長 来村 寛記
- 3 委託事務
沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納事務
- 4 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公 告**県営土地改良事業変更計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、南島原地区県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年5月11日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
南島原地区県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）土地改良事業変更計画書
- 2 縦覧期間
令和3年5月11日から令和3年6月8日まで
- 3 縦覧場所
南島原市役所 有家庁舎 加津佐庁舎 南有馬庁舎 北有馬庁舎

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐々町長から公共測量（道路台帳）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年5月11日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐々町の一部	令和3年3月26日

雑 報

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和3年5月11日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 3長大シ 第 1 号
- (2) 工 事 名 長崎県立大学シーボルト校 情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）新築工事
- (3) 工事場所 西彼杵郡長与町まなび野
- (4) 工 期 令和 4 年 9 月 30日限り
- (5) 工事概要 工事種別：新築工事
主要用途：大学（研究センター）
構造：鉄筋コンクリート造 3階
規模：延べ面積 2,961 m²
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 令和3年3月16日長崎県告示第202号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

共同企業体の構成員数		3 者	
出 資 比 率		最小限度 20 %	
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他の構成員1	その他の構成員2
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。		
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次のいずれかの条件を満たすこと。 ア 長崎県内に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が1000点以上、かつ主観点が30点以	建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次の条件を満たすこと。 長崎振興局建設部管内又は大瀬戸土木維持管理事務所管内に主たる営業所有する者で、建築一式工事に係る総合数値が900点以上、かつ主観	長崎振興局建設部管内又は大瀬戸土木維持管理事務所管内に主たる営業所有する者で、建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランク

	上であること。 イ 長崎振興局建設部管内又は大瀬戸土木維持管理事務所管内に主たる営業所有する者で、建築一式工事に係る総合数値が950点以上、かつ主観点が30点以上であること。	点が20点以上であること。	
年間平均完成工事高	建築一式工事において4億円以上	条件なし	
経営事項審査の審査基準日	令和3年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱第に基づく入札参加資格者名簿に登載され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了するものでないこと。		

(注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という）に登載された営業所（以下「受任営業所」という）とする。なお、「営業所の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなるものは、本工事に関する入札・契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2)「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、契約締結日からとする。

	代 表 構 成 員	その他の構成員 1	その他の構成員 2
同種工事の施工実績 に 関 す る 条 件	平成18年度から令和 2 年度に元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、1,400㎡以上の建築物の新築工事等（新築工事、増築工事又は改築工事で、建築一式工事を対象とする）の完成の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。 なお、施工実績となる建築物は、1 棟の建築物とする。また、増築工事、改築工事については、当該工事部分の延べ面積を対象とする。	条件なし	
配 置 技 術 者 に 関 す る 条 件	以下の条件をすべて満たす 監理技術者を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。	
	国 家 資 格 等	① 法による一級建築施工管理技士、または建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を有すること。 ② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第 5 項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して 5 年を経過していない者。	

	その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者は専任すること。 （長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外） ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。
その他の条件	当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。	条件なし

（注1）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注2）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」（令和3年3月2日2建企第618号）に規定するものをいう。

（注3）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県立大学シーボルト校総務企画課	TEL 095-813-5500 FAX 095-813-5220	〒851-2195 西彼杵郡長与町まなび野1-1-1
工事・技術 担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	佐世保校 総務課建設整備グループ	TEL 0956-59-6778 FAX 0956-47-6941	〒858-8580 佐世保市川下町123番

4 提出書類

(1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ

※提出部数は2部（原本1部、写し1部）とし、うち1部（写し）は受付後、返却する。

(2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ

（キの書類に必要な添付資料として医療保険の被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする）

② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。

③ 上記①、②のほか、2-(2)（注3）の技術者の「専任」が確認できる書面の写し等を提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」

3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和3年5月11日（火）から 令和3年5月25日（火）まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局（シーボルト校総務企画課）で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。 ※配付書類に関する問い合わせは、佐世保校建設整備グループへ行うこと。
【提出について】 競争参加資格確認届出書等の提出期間及び場所	【提出期間】 令和3年5月12日（水）から 令和3年5月25日（火）まで	3の入札等担当部局（シーボルト校総務企画課）に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関する質問期間等	【質問期間】 令和3年5月12日（水）から 令和3年5月27日（木）まで	3の入札等担当部局（佐世保校建設整備グループ）に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限及び回答方法	令和3年5月31日（月）まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答
入札日時及び場所	令和3年6月7日（月） 午後 15時00分から	〒851-2195 西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階 特別会議室
競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算して3日以内	3の入札等担当部局（シーボルト校総務企画課）へ持参

（注1）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注2）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

- (1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（31建企第369号 令和元年8月26日）」を準用するものとする。
- (2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

7 入札方法 紙入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

9 契約保証金

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

10 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。

また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 入札の無効

共通事項書14の(1)～(13)、(15)～(17)のいずれかに該当する場合は入札無効とする。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13、14、17(1)(4)、18を準用する。

(2) 不明な点に関する問い合わせ先

3の入札等担当部局

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和3年5月11日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 3長大シ 第 2 号

(2) 工 事 名 長崎県立大学シーボルト校 情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）電気工事

(3) 工事場所 西彼杵郡長与町まなび野

(4) 工 期 令和 4 年 9 月 30日限り

(5) 工事概要 工事種別：電気工事

主要用途：大学（研究センター）

構造：鉄筋コンクリート造 3階

規模：延べ面積 2,961 m²

(6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有

(7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 令和3年3月16日長崎県告示第202号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。

(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

(1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

共同企業体の構成員数	2 者	
出 資 比 率	最小限度 30 %	
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他の構成員
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	電気工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次のいずれかの条件を満たすこと。 ア 長崎県内に主たる営業所を有する者で、電気工事に係る総合数値が900点以上、かつ主観点が20点以上であること。 イ 長崎振興局建設部管内又は大瀬戸土木維持管理事務所管内に主たる営業所有する者で、電気工事に係る総合数値が850点以上、かつ主観点が10点以上であること。	長崎振興局建設部管内又は大瀬戸土木維持管理事務所管内に主たる営業所有する者で、電気工事に係る長崎県における格付等級がAランク
年間平均完成工事高	電気工事において1億円以上	条件なし
経営事項審査の審査基準日	令和3年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱第に基づく入札参加資格者名簿に登載され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了するものでないこと。	

（注1）「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合、

当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

（注2）「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

（注3）「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

- (2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、契約締結日からとする。

	代 表 構 成 員	その他の構成員
同種工事の施工実績に関する条件	平成18年度から令和2年度に元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、700㎡以上の建築物（新築工事、増築工事又は改築工事を対象とする）の電気設備工事の完成の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。 なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。また、増築工事、改築工事については、当該工事部分の延べ面積に限る。	条件なし
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。

	国 家 資格等	① 法による1級電気工事施工管理技士を有する又は技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目「電気電子部門」）の資格を有するもの。 ② 電気工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者
	その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者は専任すること。 （長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外） ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。
その他の条件		当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。
		条件なし

（注1）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注2）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」（令和3年3月2日2建企第618号）に規定するものをいう。

（注3）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県立大学シーボルト校総務企画課	TEL 095-813-5500 FAX 095-813-5220	〒851-2195 西彼杵郡長与町まなび野1-1-1
工事・技術 担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	佐世保校 総務課建設整備グループ	TEL 0956-59-6778 FAX 0956-47-6941	〒858-8580 佐世保市川下町123番

4 提出書類

(1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ

※提出部数は2部（原本1部、写し1部）とし、うち1部（写し）は受付後、返却する。

(2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ

（キの書類に必要な添付資料として医療保険の被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする）

② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの）を添付すること

と。

- ③ 上記①、②のほか、2-(2)(注3)の技術者の「専任」が確認できる書面の写し等を提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和3年5月11日（火）から 令和3年5月25日（火）まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局（シーボルト校総務企画課）で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。 ※配付書類に関する問い合わせは、佐世保校建設整備グループへ行うこと。
【提出について】 競争参加資格確認届出書等の提出期間及び場所	【提出期間】 令和3年5月12日（水）から 令和3年5月25日（火）まで	3の入札等担当部局（シーボルト校総務企画課）に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関する質問期間等	【質問期間】 令和3年5月12日（水）から 令和3年5月27日（木）まで	3の入札等担当部局（佐世保校建設整備グループ）に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限及び回答方法	令和3年5月31日（月）まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答
入札日時及び場所	令和3年6月7日（月） 午後 15時40分から	〒851-2195 西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階 特別会議室
競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算して3日以内	3の入札等担当部局（シーボルト校総務企画課）へ持参

（注1）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注2）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

- (1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（31建企第369号 令和元年8月26日）」を準用するものとする。
- (2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

7 入札方法 紙入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

9 契約保証金

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

10 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 入札の無効
共通事項書14の(1)～(13)、(15)～(17)いずれかに該当する場合は入札無効とする。
なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。
- 12 入札の中止
入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。
- 13 入札結果の公表
入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。
- 14 その他
(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13、14、17(1)(4)、18を準用する。
(2) 不明な点に関する問い合わせ先
3の入札等担当部局

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和3年5月11日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 工事番号 3長大シ 第 3 号
- (2) 工 事 名 長崎県立大学シーボルト校 情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）管工事
- (3) 工事場所 西彼杵郡長与町まなび野
- (4) 工 期 令和 4年 9月 30日限り
- (5) 工事概要 工事種別：管工事
 主要用途：大学（研究センター）
 構造 ：鉄筋コンクリート造 3階
 規模 ：延べ面積 2,961 m²
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 令和3年3月16日長崎県告示第202号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- 本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす者で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。
- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
--------------	---

営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	管工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、長崎振興局建設部管内又は大瀬戸土木維持管理事務所管内に主たる営業所有し、管工事に係る総合数値が800点以上、かつ主観点が10点以上であること。
年間平均完成工事高	管工事において1億円以上
経営事項審査の審査基準日	令和3年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱第に基づく入札参加資格者名簿に登録され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了するものでないこと。

(注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登録された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2)「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

- (2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、契約締結日からとする。

同種工事の施工実績に関する条件	条件なし
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。
国家資格等	① 次に掲げる条件のいずれかを満たす者。 ・法による1級管工事施工管理技士の資格を有する者 ・技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（機械部門・選択科目「熱工学」又は「流体工学」、技術士（上下水道部門）、技術士（衛生工学部門）又は技術士（総合技術監理部門・選択科目「熱工学」、「流体工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」）のいずれかの資格を有する者 ② 管工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。
その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者は専任すること。 （長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外） ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。

(注1)「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

(注2)「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」(最終改正 令和3年3月2日 2建企第618号)に規定するものをいう。

(注3)「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県立大学シーボルト校総務企画課	T E L 095-813-5500 F A X 095-813-5220	〒851-2195 西彼杵郡長与町まなび野1-1-1
工事・技術 担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	佐世保校 総務課建設整備グループ	T E L 0956-59-6778 F A X 0956-47-6941	〒858-8580 佐世保市川下町123番

4 提出書類

(1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のアの①、ウ及びエ

※提出部数は2部(原本1部、写し1部)とし、うち1部(写し)は受付後、返却する。

(2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のオ及びキ

(キの書類に必要な添付資料として医療保険の被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする)

② 上記のほか、2-(2)(注3)の技術者の「専任」が確認できる書面の写し等を提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和3年5月11日(火)から 令和3年5月25日(火)まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局(シーボルト校総務企画課)で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。 ※配付書類に関する問い合わせは、佐世保校建設整備グループへ行うこと。
【提出について】 競争参加資格確認届出書等の提出期間及び場所	【提出期間】 令和3年5月12日(水)から 令和3年5月25日(火)まで	3の入札等担当部局(シーボルト校総務企画課)に持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。)による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関する質問期間等	【質問期間】 令和3年5月12日(水)から 令和3年5月27日(木)まで	3の入札等担当部局(佐世保校建設整備グループ)に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等

		担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限 及び回答方法	令和3年5月31日（月）まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答
入札日時及び場所	令和3年6月7日（月） 午後 16時20分から	〒851-2195 西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階 特別会議室
競争参加資格審査申請 書等の提出期間及び場 所	落札候補者決定通知の翌日から起算して3日 以内	3の入札等担当部局（シーボルト校総務企画課）へ持参

（注1）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。
（ホームページ掲載内容を除く。）

（注2）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

- (1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（31建企第369号 令和元年8月26日）を準用するものとする。
- (2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

7 入札方法 紙 入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

9 契約保証金

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

10 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 入札の無効

共通事項書14の(1)～(13)、(15)～(17)のいずれかに該当する場合は入札無効とする。

なお、入札参加者は、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 その他

- (1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13、14、17(1)(4)、18を準用する。
- (2) 不明な点に関する問い合わせ先
3の入札等担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥
印刷